

小郡市地域おこし協力隊募集要項

地域おこし協力隊（古建築活用プランナー）を1名募集します！

小郡市ってどんなところ？

小郡市は、福岡県の南部、佐賀県との県境に位置し、市の中央部を南北に流れる宝満川を挟んで、西側に住宅地帯、東側に田園地帯が広がっています。

気候は比較的多雨で、内陸に位置しているため夏冬の気温差が大きくなっています。

交通は、鉄道が2線あり、南北に走る西鉄天神大牟田線（市内7駅）と東西に横断する甘木鉄道（市内5駅）があります。高速道路は、市の西端を縦断する九州自動車道と、鳥栖ジャンクションでクロスし、市域を横断している大分自動車道（市内ICあり）があります。

九州一のビジネス・商業地である博多・天神まで電車で30分、福岡空港まで車で40分と、交通利便性抜群なのが自慢です。

小郡市の文化財について

まちの歴史は古く、弥生時代の国重要文化財「多鈕細文鏡」や、奈良時代の御原郡役所である国史跡「小郡官衙遺跡群」などは、全国にその名が響いています。また、近年の街道ブームにより、九州のクロスロード地域に位置する小郡町や松崎宿は、大きく注目を浴びるようになってきました。中でも、江戸時代から明治時代に建てられた市指定建造物「平田家住宅」（かつての豪商の家）や、昭和の初めに整備された国登録文化財「平田氏庭園」、江戸時代に建てられた市指定建造物「松崎旅籠油屋」（かつての旅館）などは、市を代表する歴史遺産です。

これまで小郡市では、これらの建物の保存を中心に取り組んできました。現在は一定の保存・整備が完了し、活用の手始めとして展示会や講演会などを行っています。そして、今度はその建物を地域のまちづくりにどのように活かすか考える必要があります。

どのようなミッションをするの？

基本ミッションは、平田家住宅と松崎旅籠油屋をどんどん活用してもらい、市内外の方にその存在を知ってもらうための催しを考え、行っていただくことです。

以下に具体例を挙げますが、このままでなくてもかまいません。

（具体例）

- ① 2棟の建物について、日常管理を行っているNPOや地域の人たちとともに見学案内等を行いつつ、建物を活かしたまちづくりについてみんなと一緒に考える。
- ② 建物の所有者・管理責任者である市と連携して、建物を使用した展示会の開催や、イベントの企画・実施をする。
- ③ 建物がある小郡地区や松崎地区の双方を繋ぐまち歩きなどのイベントをする。

- ④ 建物を使用した歴史講座等を開催し、特に地域住民にその地の歴史・文化を伝えて、その地に
住むことへの意義を感じてもらう。

市・住民組織・NPOと連携した活躍できる環境

全国いろいろな場所で、古い建物を活かしたまちづくりが行われています。

「松崎旅籠油屋」と「平田家住宅」は市が所有する建物で、文化財課という建物の管理に責任を持つ部局があり、しっかりしたサポートを受けることができますし、建物が万一破損しても、修繕は市が行います。

また、建物のある両地区では、住民の方が保存会やNPO 法人を作っており、これまで活動に携わってきた方も周りにたくさんいますので、そうした組織と連携して、ミッションを行っていくこともできます。

安心して力が発揮できる環境が整った職場ですので、思い切ったチャレンジが可能です。

求める人物像

文化財の知識や経験は必要ありません。重要なのはコミュニケーション能力です。

ミッションをする上で、周囲の方々、特に地域の皆さんとコミュニケーションを取り、しっかりと自分の思いを伝えられるような信頼関係を築くことが大事です。

また、催しをする中で、市内外の参加者・来場者と接する機会もあると思います。そのような方々と接し、小郡市の文化財をPRできる、コミュニケーションを取ることに自信のある方の応募をお待ちしています。

募集人数

文化財分野 古建築活用プランナー 1 人

応募条件

次の(1)～(7)までをすべて満たす方。ただし、(1)については、(1)－1、(1)－2いずれかを満たすこと。

- (1)－1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外に現に住所を有する方で、任用後、小郡市に住民票を異動して居住できる方
- (1)－2 地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、かつ、その職を退いてから 1 年以内であり、隊員として活動する期間中、小郡市に住所を異動して居住できる方
- (2) 地域おこしや地域活性化等に積極的に取り組む意欲があり、地域住民とコミュニケーションをとりながら活動ができる方

- (3) 心身が健康で、かつ、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って活動できる方
- (4) 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方
- (5) インターネット、SNSをはじめ、様々な媒体を活用した情報発信ができる方
- (6) 普通自動車免許を有し、日常的に運転に支障のない方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

活動条件

活 動 場 所	小郡市全域（主に小郡地区、松崎地区）
雇 用 形 態	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員として教育委員会が任用します。
雇 用 期 間	令和2年採用日（10月予定）から令和3年3月31日まで ※早い時期での任用を考えていますが、任用開始日は相談に応じます。 ※令和3年度以降も任用する場合があります。
勤 務 時 間	原則週29時間（週4日）勤務 ※イベント、会議等のため土・日・祝日、夜間の活動があります。
報 酬	月額173,401円 ※期末手当あり ※報酬月額から本人負担分の社会保険料等を差し引いて支給します。
休 暇 等	年次有給休暇のほか、夏季休暇等の特別休暇（無給休暇を含む）あり
社 会 保 険 等	厚生年金、健康保険、雇用保険加入、公務災害にかかる補償あり
活動にかかる経 費	活動にかかる消耗品、研修費等については、予算の範囲内で支給
隊 員 の 負 担	転居にかかる費用、生活に必要な費用（食費、光熱水費、生活備品等）
住 居	市が借り上げた住居に居住していただきます。ただし、家族での移住等、市が借り上げる住居以外に居住することを教育委員会が認めた場合は、一定の範囲内で家賃を補助します。

上記雇用条件は、令和2年6月時点のものです。法改正等により変更となる可能性があります。

応募手続

受 付 期 間	令和2年6月23日（火）から令和2年7月17日（金）まで ※7月17日（金）17時00分必着 ※募集状況に応じて、受付期間を延長することがあります。
応 募 方 法	下記「提出書類」を下記「応募書類提出先」へ持参又は郵送で提出 ※封筒の表面に朱書きで「地域おこし協力隊応募資料在中」と明記してください。
提 出 書 類	所定の応募用紙（写真貼付）、住民票抄本（取得日が応募受付開始日以後のもの。本籍地不要）、普通自動車免許証の写し

	応募条件(1)-2 に該当する方は、 ①委嘱（任用）された日が確認できる書類（例：委嘱状など） ②退職日が確認できる書類（例：任用自治体からの保険資格喪失書類など） ※今回の募集上知り得た個人情報については、本件のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。
活動内容、住居に関する問合せ先	〒838-0106 福岡県小郡市三沢 5147-3 小郡市教育委員会 教育部 文化財課 文化財係 担当：片岡、杉本 TEL:0942-75-7555 FAX:0942-75-2777 MAIL:bunzai@city.ogori.lg.jp 応募手続全般に対する問合せ先 小郡市 経営政策部 経営戦略課 政策推進係 「地域おこし協力隊募集担当」 TEL:0942-72-2111（代表）内線252 FAX:0942-73-4466 MAIL:kikaku@city.ogori.lg.jp 事前に市内の文化財などを見学したい場合はお気軽に御連絡ください。
応募書類提出先	〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1 小郡市 経営政策部 経営戦略課 政策推進係 「地域おこし協力隊募集担当」

選考方法

書類及び面接による選考を行います。

(1) 第 1 次選考（書類審査）

提出いただいた応募書類で選考しますので、できるだけ詳しく記載してください。

用紙が足りない場合は、任意の用紙を追加してください。

結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考（面接）

第 1 次選考合格者を対象に、面接を行います（会場は小郡市内の予定）。

※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、面接方法が変更となる場合があります。

詳細については、第 1 次選考結果を通知する際にお知らせします。

※第 2 次選考の会場（小郡市内）までの交通費等の経費は、応募者の負担となります。

※最終結果は、第 2 次選考終了後、第 2 次選考受験者全員に文書で通知します。